

議事要旨(4) 引当金専門委員会における検討状況について

冒頭、逆瀬副委員長（専門委員長）及び荻原主任研究員より引当金専門委員会において検討された認識要件に係る論点について資料に基づき説明がなされた。その後、次のような質疑応答が行われた。

・現行 IAS 第 37 号と改訂 IAS 第 37 号の公開草案は根本的に相違する点があるが、どのように扱っていくのかについて質問があった。これに対して事務局より、IAS 第 37 号の改訂は今年後半に確定する予定とされているため、2011 年までのコンバージェンスの対象に入ってくる可能性があるため、公開草案により重点を置くことが考えられる旨の回答がなされた。

・公開草案の蓋然性規準の削除については反対が多いが、どう働きかけていくのかについて質問があった。これに対して事務局より、必要であれば意見を言うことも考えているが、IASB が最終局面に入っている中でどういう形で伝えていくのがよいか検討していく旨の回答がなされた。

・確率が 50%超であれば計上し、それ以外はゼロという現行の IAS 第 37 号よりも、確率に基づいて計上する公開草案の考え方のほうが合理的であり、ASBJ のコメントで問題としている信頼性については、測定の信頼性が認識要件とされている以上問題にする必要はないのではないかという意見があった。これに対して事務局より、訴訟のように個別性の高い項目の場合には、測定の信頼性の条件を満たしにくく、結局は確率に基づく計上が困難な場合が多いのではないかと考えられる旨の回答があった。

・信頼性を問題とするのであれば企業結合の場合の会計処理は問題にならないのか疑問とする意見があった。これに対して事務局より、企業結合の場合は第三者との買収価額に係る交渉として評価が決定されることにより一応の客観性があり、自社だけで評価する場合とは測定の信頼性が異なると考えられる旨の回答があった。

・公開草案は、引当金の基準を負債側の評価の観点から組み立て直すという意味で、資産負債アプローチに組み込むものではないかとの意見があった。これに対して事務局より、負債性の有無に着目して計上の要否を判定する考え方である以上、資産負債アプローチに重点を置いたものと考えられる旨の回答があった。これに対し、資産負債アプローチの観点から契約をすれば債務が計上されるということが進んでいくと、いわゆる契約会計になっていずれは両建ということにもなりかねないとの意見があった。

・日本の現状を考えると、蓋然性規準を削除すると実務上の対応が難しくなり、むしろコンバージェンスとならなくなる可能性が高いのではないかと、また、現行 IAS 第 37 号の“more likely than not”については、計上するのを原則とした上での計上しない場合のルールとして用いられている感があり、これを引当金に適用することがルールとしてうまく機能するか疑問があり、今のままでよいのではないかとする意見があった。これに対して事務局より、慎重に対応すべき論点と考えられる旨の回答があった。

以上

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複製・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。